



精進

H29. 5. 23

自転車事故

刑事責任

「重過失致死傷罪」が適用されることが多く、その法定刑は、「5年以下の懲役または禁固か100万円以下の罰金」



民事上の責任

加害者である自転車の運転者は、自転車事故を起こすと民法第709条の不法行為責任を負うことになる。

高校2年生の男子が、登校時に猛スピードで下り坂を走行中、高齢者と接触し、高齢者が転倒し死亡。
(損害賠償額: 1,054万円)



高校1年生の女子が、傘をさしながら走行中にT字路で自転車と出会い頭に衝突し、相手方の左大腿部を骨折させた。
(損害賠償額: 505万円)

高校1年生の女子が、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦が転倒、後日死亡。
(損害賠償額: 2,650万円)



自分の注意と意識で加害者になる可能性は限りなく

ゼロになる (自分の身をまもるためにも安全を意



自転車で通学中、歩行者に衝突し転倒させ、脊髄損傷による麻痺(後遺障害)が残った。
損害賠償額: 6,008万円



女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中に、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。
(損害賠償額: 5000万円)
※なお、自転車乗車時の携帯電話の使用は、道交法違反で5万円以下の罰金となる。

混雑した歩道で、自転車に乗った男子高校生が主婦とすれ違ったときに、自転車のハンドルが主婦のショルダーバッグの肩ひもに引っかかり、主婦が転倒してケガをした。
(損害賠償額: 1,743万円)



自転車は軽車両と言って立派な車両です。運転する上でも違反や罰則があります。主なものを下に示しましたので、しっかり理解しておいて下さい。また、周りに対する配慮(思いやり)も忘れずに！

違反名	罰則	違反名	罰則
信号無視	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金	傘さし運転	5万円以下の罰金
一時停止違反		夜間無灯火	5万円以下の罰金
2台並んでの並進	2万円以下の罰金または料料	歩行者の通行妨害	2万円以下の罰金